

処 分 基 準

B - g - 5
令和7年4月3日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第48条
処 分 の 概 要 : 警備業者に対する指示
原権者 (委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 せ 先 : 警察本部生活安全総務課警備業係 (052-951-1611 内線3283)
備 考 :